

伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

伊勢市規則第 1 号

伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(伊勢市事務分掌規則の一部改正)

第 1 条 伊勢市事務分掌規則(平成 17 年伊勢市規則第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条福祉健康部の部健康課の項を次のように改める。

健康課 地域包括支援センター

第 6 条福祉健康部の部健康課の款に次のように加える。

地域包括支援センター

- (1) 虚弱高齢者の介護予防に関する事。
- (2) 高齢者の総合相談及び支援に関する事。
- (3) 高齢者の権利擁護に関する事。
- (4) 要支援高齢者のケアマネジメントに関する事。
- (5) その他地域支援事業に関する事。

第 18 条の見出しを「(係長等)」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

第 18 条 係又はセンター(以下「係等」という。)に係長又はセンター長(以下「係長等」という。)を置く。

第 18 条第 3 項中「係長」を「係長等」に改める。

(伊勢市公印規則の一部改正)

第 2 条 伊勢市公印規則(平成 17 年伊勢市規則第 7 号)の一部を次のように改正する。

別表市印の項中

介護保険被保険者証、介護保険資格者証、訪問介護利用者負担額減額認定証、介護保険標準負担額減額認定証、介護保険特定標準負担額減額認定証(旧措置入所者)、介護保険利用者負担額減額・免除認定証及び介護保険利用者負担額減額・免除認定証(旧措置入所者)	介護保険課長	1	を
---	--------	---	---

介護保険被保険者証、介護保険資格者証、訪問介護利用者負担額減額認定証、介護保険標準負担額減額認定証、介護保険特定標準負担額減額認定証(旧措置入所者)、介護保険利用者負担額減額・免除認定証、介護保険利用者負担額減額・免除認定証(旧措置入所者)及び介護用品支給事業利用券	介護保険課長	1	に改め、
---	--------	---	------

同表出納員印の項中

伊勢市出納員 領収 文化振興課長	かい書 縦11 横16	長方 縦11 横16	駐車料金及び供 用時間外駐車加 算金の収納	教育委員会 事務局文化 振興課長	1
------------------------	-------------------	------------------	-----------------------------	------------------------	---

<table border="1"> <tr> <td>伊勢市出納員</td> </tr> <tr> <td>領収</td> </tr> <tr> <td>生涯学習・スポーツ課長</td> </tr> </table>	伊勢市出納員	領収	生涯学習・スポーツ課長	かい書	長方 縦16 横31	伊勢市生涯学習センター使用料 その他教育委員会事務局生涯学習・スポーツ課の所管事務に係る諸収入金の収納	教育委員会事務局生涯学習・スポーツ課長	1
伊勢市出納員								
領収								
生涯学習・スポーツ課長								

を削り、

休日・夜間応急診療所診療料及びがん検診一部自己負担金その他健康課の所管事務に係る諸収入金の収納	健康課長	2
---	------	---

を

休日・夜間応急診療所診療料及びがん検診一部自己負担金その他健康課の所管事務に係る諸収入金の収納	健康課長	5
---	------	---

に、

郷土資料館入館料並びに伊勢古市参宮街道資料館利用料及び使用料並びに尾崎弔堂記念館観覧料金及び使用料並びに観光文化会館使用料その他教育委員会事務局文化振興課の所管事務に係る諸収入金の収納	教育委員会事務局文化振興課長	5
--	----------------	---

を

「

郷土資料館入館料並びに伊勢古市参宮街道資料館利用料及び使用料並びに尾崎弔堂記念館観覧料金及び使用料その他教育委員会事務局文化振興課の所管事務に係る諸収入金の収納	教育委員会事務局文化振興課長	4
--	----------------	---

に、

」

「

伊勢市生涯学習センター使用料その他教育委員会事務局生涯学習・スポーツ課の所管事務に係る諸収入金の収納	教育委員会事務局生涯学・スポーツ課長	3
--	--------------------	---

を

」

「

教育委員会事務局生涯学習・スポーツ課の所管事務に係る諸収入金の収納	教育委員会事務局生涯学・スポーツ課長	2
-----------------------------------	--------------------	---

に改める。

」

(伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則の一部改正)

第3条 伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則(平成17年伊勢市規則第28号)の一部を次のように改正する。

別表第14級の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

8 地域包括支援センター長の職務

別表第 1 4 級の項中第 15 号を第 16 号とし、第 11 号から第 14 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 10 号の次に次の 1 号を加える。

11 保育園副園長の職務

別表第 1 8 級の項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、同項第 3 号中「職務」の次に「(合併調整室長を除く。)」を加え、同号を同項第 2 号とし、同項中第 4 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

別表第 1 9 級の項中第 8 号を第 10 号とし、第 3 号から第 7 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

4 総合支所長の職務

別表第 1 9 級の項中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

2 合併調整室長の職務

(伊勢市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正)

第 4 条 伊勢市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(平成 17 年伊勢市規則第 35 号)の一部を次のように改正する。

別表変則勤務手当の項を次のように改める。

変則勤務手当	1 図書館、保育所(保育園)又は幼稚園に勤務する職員で、月曜日から金曜日までの日において正規の勤務時間の開始時刻が午前 7 時 30 分以前若しくは終了時刻が午後 6 時以降の勤務に従事したとき(次号に該当する場合を除く。)又は日曜日若しくは土曜日に正規の勤務時間が割り振られ当該勤務に従事したとき。	日額	300
--------	--	----	-----

	2 消防職員以外の職員で、月曜日から金曜日までの日において正規の勤務時間の開始時刻が午前 6 時 30 分以前又は終了時刻が午後 7 時以降の勤務に従事したとき。	日額	400
--	---	----	-----

(伊勢市会計規則の一部改正)

第 5 条 伊勢市会計規則(平成 17 年伊勢市規則第 42 号)の一部を次のように改正する。

別表教育委員会事務局の部生涯学習スポーツ課の項中「生涯学習センター使用料及び」を削り、「生涯学習係長」を「スポーツ振興係長」に改め、同部文化振興課の項中「並びに観光文化会館使用料」を削る。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則

及び伊勢市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則を

ここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

伊勢市規則第 2 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則及び伊勢市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第 1 条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則 (平成 17 年伊勢市規則第 25 号) の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 第 1 号中「監獄」を「刑事施設」に改める。

(伊勢市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部改正)

第 2 条 伊勢市消防団員等公務災害補償条例施行規則 (平成 17 年伊勢市規則第 170 号) の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 号中「監獄」を「刑事施設」に改める。

附 則

この規則は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律 (平成 17 年法律第 50 号。以下「法律」という。) の施行の日から施行する。

伊勢市社会福祉事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

伊勢市規則第 3 号

伊勢市社会福祉事務委任規則の一部を改正する規則

第 1 条 伊勢市社会福祉事務委任規則（平成 17 年伊勢市規則第 53 号）の一部を次のように改正する。

第 7 項の次に次の 1 項を加える。

8 障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）による自立支援給付に関すること。

第 2 条 伊勢市社会福祉事務委任規則の一部を次のように改正する。

第 8 項中「自立支援給付」の次に「及び地域生活支援事業」を加える。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

伊勢市保健福祉会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布す

る。

平成 18 年 3 月 31 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

伊勢市規則第 4 号

伊勢市保健福祉会館条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市保健福祉会館条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 56 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条を次のとおり改める。

（運営事業の実施）

第 7 条 市長は、保健福祉会館の運営事業を地域で組織する運営委員会に実施させることができる。なお、運営事業費については、別表第 2 に定める交付金とする。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 7 条関係）

保 健 福 祉 会 館	交 付 金	交 付 先
伊勢市小俣本町保健福祉会館	430,000 円	伊勢市小俣本町保健福祉会館運営委員会
伊勢市小俣元町保健福祉会館	同 上	伊勢市小俣元町保健福祉会館運営委員会
伊勢市小俣明野保健福祉会館	同 上	伊勢市小俣明野保健福祉会館運営委員会
伊勢市小俣宮前保健福祉会館	同 上	伊勢市小俣宮前保健福祉会館運営委員会
伊勢市小俣湯田保健福祉会館	同 上	伊勢市小俣湯田保健福祉会館運営委員会
伊勢市小俣北部保健福祉会館	同 上	伊勢市小俣北部保健福祉会館運営委員会

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市児童福祉法に基づく居宅生活支援費の支給等に関する規則を廃止

する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

伊勢市規則第 5 号

伊勢市児童福祉法に基づく居宅生活支援費の支給等に関する規則を
廃止する規則

伊勢市児童福祉法に基づく居宅生活支援費の支給等に関する規則（平成
17 年伊勢市規則第 59 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市放課後児童クラブ開設及び管理に関する規則の一部を改正する規

則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

伊勢市規則第 5 号

伊勢市放課後児童クラブ開設及び管理に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市放課後児童クラブ開設及び管理に関する規則（平成 17 年伊勢市規則第 64 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表伊勢市二見放課後児童クラブの項中「伊勢市二見町茶屋 111 番地 1 二見生涯学習センター内」を「伊勢市二見町茶屋 348 番地 伊勢市二見老人福祉センター内」に改める。

別表第 1 伊勢市二見放課後児童クラブの項中「75 人」を「100 人」に改める。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市認知症対応型共同生活介護事業規則の一部を改正する規則をここ

に公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

伊勢市規則第7号

伊勢市認知症対応型共同生活介護事業実施規則の一部を改正する規則

伊勢市認知症対応型共同生活介護事業実施規則（平成17年伊勢市規則第70号）の一部を次のように改正する。

第3条中「前日末日（1日以降に利用する場合はその日）までに翌日分を納付するものとする。」を「利用月の末日までに納付するものとする。」に改める。

第17条を削り、第18条を第17条とする。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第5条関係)

おばたグループホーム利用申込書

年 月 日

ふりがな			男	年 月 日生	
氏 名			女	(満 歳)	
住 所	(〒 -)				
	自宅電話 () -				
	連絡先電話 () -				
介 護 保 険 証			要 介 護 状 態 区 分		
保険者番号					認定済 ()
被保険者番号					申請中・未申請
伊勢市長 様					
上記のとおり利用申し込みをします。					
年 月 日 申請者 住所					
氏名					
代理人 住所					
氏名					

上記の者に対しては、その身元にかかる一切の責任を私が引き受けます。					
身元引受人	住 所	(〒 -)			
	ふりがな			印	男・女
	氏 名				
	生年月日	年 月 日生 (満 歳)			
	続 柄		自 宅電話	() -	
	勤 務 先		勤務先電話	() -	
他の連絡先(緊急時など)					
氏 名 (歳)続柄 電話 () -					
氏 名 (歳)続柄 電話 () -					
備 考					

様式第3号（第8条関係）第2条第2項中「要介護者（要介護1～5）と認定された場合」を「利用可能な区分に認定された場合」に改める。

様式第3号第7条第2項中「翌月20日までに」を「原則として当月10日までに」に改め、同条第3項中「原則として百五銀行口座自動引き落としの方法で」を「乙の発行する納付書により」に改める。

様式第3号第14条第3項中「あらかじめ甲」の次に「又は甲の身元引受人」を加える。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

伊勢市認知症対応型共同生活介護利用判定委員会設置規則の一部を改正

する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

伊勢市長職務代理人

伊勢市助役 阿 形 次 基

伊勢市規則第 8 号

伊勢市認知症対応型共同生活介護利用判定委員会設置規則の一部を
改正する規則

伊勢市認知症対応型共同生活介護利用判定委員会設置規則（平成17年伊勢市規則第71号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「介護保険法（平成 9 年法律第123号）第 7 条第15項に」を「伊勢市認知症対応型共同生活介護事業の設置等に関する条例（平成17年伊勢市条例第94号）第 1 条に」に改める。

附 則

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布す

る。

平成 18 年 3 月 31 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

伊勢市規則第 9 号

伊勢市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

第 1 条 伊勢市身体障害者福祉法施行細則(平成 17 年伊勢市規則第 73 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「、第 17 条の 3、第 17 条の 4 第 1 項、第 17 条の 5 第 2 項、第 17 条の 5 第 10 項、第 17 条の 6、第 17 条の 7 第 2 項、第 17 条の 8、第 17 条の 10 第 1 項」、第 18 条第 1 項、第 18 条第 3 項」及び「、第 19 条の 7 ただし書」並びに「、第 38 条及び第 49 条の 2」を削る。

第 8 条を次のように改める。

第 8 条 削除

第 10 条中「施行規則第 9 条の 2 の規定による居宅生活支援費及び」を削る。

第 11 条第 1 項中「法第 17 条の 5 第 2 項に規定する居宅生活支援費及び」及び「施行規則第 9 条の 3 及び」を削り、同条中第 3 項及び第 4 項を削り、第 5 項を第 3 項とし、第 6 項から第 9 項までを 2 項ずつ繰り上げる。

第 13 条中「施行規則第 9 条の 8 の規定による居宅受給者再交付申請及び」を削る。

第 14 条を次のように改める。

第 14 条 削除

第 16 条中第 1 項を削り、第 2 項を第 1 項とし、第 3 項を第 2 項とする。

第 18 条中第 1 項を削り、第 2 項を第 1 項とし、第 3 項を削り、同条第 4 項中「第 2 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 19 条中「居宅生活支援費支給管理台帳(様式第 24 号)及び」を削る。

第 20 条を次のように改める。

第 20 条 削除

第 22 条から第 25 条までを次のように改める。

第 22 条から第 25 条まで 削除

第 28 条中「更生医療給付申請決定簿（様式第 44 号）及び」を削る。

第 29 条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とし、同条第 4 項中「前 3 項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とする。

様式第 8 号及び様式第 9 号を次のように改める。

様式第 8 号及び様式第 9 号 削除

様式第 15 号及び様式第 16 号を次のように改める。

様式第 15 号及び様式第 16 号 削除

様式第 19 号を次のように改める。

様式第 19 号 削除

様式第 21 号及び様式第 22 号を次のように改める。

様式第 21 号及び様式第 22 号 削除

様式第 24 号 - 1 から様式第 24 号 - 9 までを次のように改める。

様式第 24 号 - 1 から様式第 24 号 - 9 まで 削除

様式第 31 号から様式第 40 号までを次のように改める。

様式第 31 号から様式第 40 号まで 削除

様式第 44 号を次のように改める。

様式第 44 号 削除

第 2 条 伊勢市身体障害者福祉法施行細則の一部を次のように改正する。

第 2 条中「、第 17 条の 11 第 2 項、第 17 条の 11 第 10 項、第 17 条の 12 第 2 項、第 17 条の 12 第 3 項、第 17 条の 13、第 17 条の 14、第 17 条の 15、第 17 条の 32 第 2 項、第 18 条の 2 第 1 項」及び「、第 20 条、第 21 条の 2 ただし書」並びに「、並びに施行規則第 13 条の 2 及び第 14 条」を削る。

第 4 条中「法第 9 条第 5 項及び第 6 項」を「法第 9 条第 6 項及び第 7 項」に改める。

第 8 条から第 11 条までを削る。

第 12 条中「(様式第 13 号)」を「(様式第 7 号)」に改め、同条を第 8 条とする。

第 13 条及び第 14 条を削る。

第 15 条第 1 項中「(様式第 17 号)」を「(様式第 8 号)」に改め、同条第 2 項中「(様式第 18 号)」を「(様式第 9 号)」に改め、同条を第 9 条とする。

第 16 条から第 20 条までを削る。

第 21 条第 2 項中「(様式第 26 号)」を「(様式第 10 号)」に、「(様式第 27 号)」を「(様式第 11 号)」に改め、同条第 3 項中「(様式第 28 号)」を「(様式第 12 号)」に改め、同条第 4 項中「(様式第 29 号)」を「(様式第 13 号)」に、「(様式第 30 号)」を「(様式第 14 号)」に改め、同条を第 10 条とする。

第 22 条から第 31 条までを削る。

様式第 7 号から様式第 12 号までを削る。

様式第 13 号中「様式第 13 号 (第 12 条関係)」を「様式第 13 号 (第 8 条関係)」に改め、同様式を様式第 7 号とする。

様式第 14 号から様式第 16 号までを削る。

様式第 17 号中「様式第 17 号 (第 15 条関係)」を「様式第 17 号 (第 9 条関係)」に改め、同様式を様式第 8 号とする。

様式第 18 号中「様式第 18 号 (第 15 条関係)」を「様式第 18 号 (第 9 条関係)」に改め、同様式を様式第 9 号とする。

様式第 19 号から様式第 25 号 - 3 までを削る。

様式第 26 号中「様式第 26 号 (第 21 条関係)」を「様式第 26 号 (第

10 条関係)」に改め、同様式を様式第 10 号とする。

様式第 27 号中「様式第 27 号（第 21 条関係）」を「様式第 27 号（第 10 条関係）」に改め、同様式を様式第 11 号とする。

様式第 28 号中「様式第 28 号（第 21 条関係）」を「様式第 28 号（第 10 条関係）」に改め、同様式を様式第 12 号とする。

様式第 29 号中「様式第 29 号（第 21 条関係）」を「様式第 29 号（第 10 条関係）」に改め、同様式を様式第 13 号とする。

様式第 30 号中「様式第 30 号（第 21 条関係）」を「様式第 30 号（第 10 条関係）」に改め、同様式を様式第 14 号とする。

様式第 31 号から様式第 46 号までを削る。

附 則

（施行期日）

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

伊勢市基準該当居宅支援事業者の登録に関する規則を廃止する規則をこ

こに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

伊勢市規則第 10 号

伊勢市基準該当居宅支援事業者の登録に関する規則を廃止する規則
伊勢市基準該当居宅支援事業者の登録に関する規則（平成 17 年伊勢市
規則第 74 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布す

る。

平成 18 年 3 月 31 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

伊勢市規則第 11 号

伊勢市知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

第 1 条 伊勢市知的障害者福祉法施行細則(平成 17 年伊勢市規則第 75 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「、第 15 条の 6 第 2 項、第 5 項及び第 10 項、第 15 条の 7 第 1 項、第 15 条の 8 第 2 項、第 15 条の 9 第 1 項及び第 2 項」を削る。

第 4 条を次のように改める。

第 4 条 削除

第 6 条中「施行規則第 7 条に規定する居宅生活支援費及び」を削る。

第 7 条第 1 項中「法第 15 条の 6 第 2 項に規定する居宅生活支援費及び」及び「施行規則第 8 条及び」を削り、同条中第 3 項及び第 4 項を削り、第 5 項を第 3 項とし、同条第 6 項中「法第 15 条の 6 第 2 項に規定する居宅生活支援費の不支給決定及び」を削り、同項を同条第 4 項とし、同条中第 7 項を第 5 項とし、第 8 項を第 6 項とする。

第 9 条中「施行規則第 13 条に規定する居宅受給者再交付申請及び」を削る。

第 10 条を次のように改める。

第 10 条 削除

第 12 条中第 1 項を削り、第 2 項を第 1 項とし、第 3 項を第 2 項とする。

第 13 条第 1 項及び第 2 項を削り、同条第 3 項を同条とする。

第 14 条中第 1 項を削り、第 2 項を第 1 項とし、第 3 項を削り、同条第 4 項中「第 2 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 15 条中「居宅生活支援費支給管理台帳(様式第 19 号)及び」を削る。

第 16 条を次のように改める。

第 16 条 削除

第 20 条中第 1 項を削り、第 2 項を第 1 項とし、同条第 3 項中「第 2 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とする。

様式第 3 号及び様式第 4 号を次のように改める。

様式第 3 号及び様式第 4 号 削除

様式第 14 号を次のように改める。

様式第 14 号 削除

様式第 16 号及び様式第 17 号を次のように改める。

様式第 16 号及び様式第 17 号 削除

様式第 19 号 - 1 から様式第 19 号 - 9 までを次のように改める。

様式第 19 号 - 1 から様式第 19 号 - 9 まで 削除

第 2 条 伊勢市知的障害者福祉法施行細則の一部を次のように改正する。

第 2 条中「法第 9 条第 4 項及び第 5 項」を「法第 9 条第 5 項及び第 6 項」に改め、「、第 15 条の 12 第 2 項、第 5 項及び第 10 項、第 15 条の 13 第 2 項第 2 号、第 15 条の 14 第 1 項、第 15 条の 15」を削り、「、第 15 条の 32 第 1 項」を「、第 15 条の 4 第 1 項」に改める。

第 3 条中「法第 9 条第 4 項及び第 5 項」を「法第 9 条第 5 項及び第 6 項」に改める。

第 4 条から第 10 条までを削る。

第 11 条中「(様式第 12 号)」を「(様式第 2 号)」に、「(様式第 13 号)」を「(様式第 3 号)」改め、同条を第 4 条とする。

第 12 条から第 16 条までを削る。

第 17 条第 1 項中「法第 15 条の 32 第 1 項」を「法第 15 条の 4 第 1 項」に、「(様式第 21 号)」を「(様式第 4 号)」に、「(様式第 22 号)」を「(様式第 5 号)」に改め、同条第 2 項中「法第 15 条の 32 第 1 項」を「法第 15 条の 4 第 1 項」に、「(様式第 23 号)」を「(様式第 6 号)」に改め、同条第 3 項中「(様式第 24 号)」を「(様式第 7 号)」に、「(様式第 25 号)」

を「(様式第8号)」に改め、同条第4項中「(様式第26号)」を「(様式第9号)」に改め、同条を第5条とする。

第18条第1項中「(様式第27号)」を「(様式第10号)」に改め、同条第2項中「(様式第28号)」を「(様式第11号)」に、「(様式第29号)」を「(様式第12号)」に、「(様式第30号)」を「(様式第13号)」に改め、同条第3項中「(様式第31号)」を「(様式第14号)」に改め、同条第4項中「(様式第32号)」を「(様式第15号)」に改め、同条を第6条とする。

第19条中「(様式第33号)」を「(様式第16号)」に改め、同条を第7条とする。

第20条を削る。

様式第2号から様式第11号までを削る。

様式第12号中「様式第12号(第11条関係)」を「様式第12号(第4条関係)」に改め、同様式を様式第2号とする。

様式第13号中「様式第13号(第11条関係)」を「様式第13号(第4条関係)」に改め、同様式を様式第3号とする。

様式第14号から様式第20号 - 3までを削る。

様式第21号中「様式第21号(第17条関係)」を「様式第21号(第5条関係)」に改め、同様式を様式第4号とする。

様式第22号中「様式第22号(第17条関係)」を「様式第22号(第5条関係)」に改め、同様式を様式第5号とする。

様式第23号中「様式第23号(第17条関係)」を「様式第23号(第5条関係)」に改め、同様式を様式第6号とする。

様式第24号中「様式第24号(第17条関係)」を「様式第24号(第5条関係)」に改め、同様式を様式第7号とする。

様式第25号中「様式第25号(第17条関係)」を「様式第25号(第5

条関係)」に改め、同様式を様式第 8 号とする。

様式第 26 号中「様式第 26 号(第 17 条関係)」を「様式第 26 号(第 5 条関係)」に改め、同様式を様式第 9 号とする。

様式第 27 号中「様式第 27 号(第 18 条関係)」を「様式第 27 号(第 6 条関係)」に改め、同様式を様式第 10 号とする。

様式第 28 号中「様式第 28 号(第 18 条関係)」を「様式第 28 号(第 6 条関係)」に改め、同様式を様式第 11 号とする。

様式第 29 号中「様式第 29 号(第 18 条関係)」を「様式第 29 号(第 6 条関係)」に改め、同様式を様式第 12 号とする。

様式第 30 号中「様式第 30 号(第 18 条関係)」を「様式第 30 号(第 6 条関係)」に改め、同様式を様式第 13 号とする。

様式第 31 号中「様式第 31 号(第 18 条関係)」を「様式第 31 号(第 6 条関係)」に改め、同様式を様式第 14 号とする。

様式第 32 号中「様式第 32 号(第 18 条関係)」を「様式第 32 号(第 6 条関係)」に改め、同様式を様式第 15 号とする。

様式第 33 号中「様式第 33 号(第 19 条関係)」を「様式第 33 号(第 7 条関係)」に改め、同様式を様式第 16 号とする。

様式第 34 号を削る。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

伊勢市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

伊勢市規則第 12 号

伊勢市介護保険規則の一部を改正する規則

伊勢市介護保険規則（平成 17 年伊勢市規則第 83 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「15」を「16」に改める。

第 12 条第 1 項中「及び第 54 条第 1 項」を「、第 54 条第 1 項及び第 55 条の 2 第 1 項」に改め、同条第 3 項中「法第 33 条第 2 項の規定による要支援更新認定」の次に「、法第 33 条の 2 第 1 項の規定による要支援状態区分の変更の認定」を加え、「法第 27 条第 6 項」を「法第 27 条第 3 項」に、同条第 4 項中「法第 27 条第 14 項」を「法第 27 条第 11 項」に、同条第 5 項中「法第 27 条第 10 項若しくは第 12 項」を「法第 27 条第 7 項若しくは第 9 項」に改め、同条第 6 項中「法第 29 条第 1 項の規定による要介護状態区分の変更」の次に「又は法第 33 条の 2 第 1 項の規定による要支援状態区分の変更」を加え、「要介護状態区分の変更の認定を行った場合は」を「要介護状態区分の変更又は要支援状態区分の変更の認定を行った場合は」に改め、同条第 7 項中「法第 27 条第 13 項」を「法第 27 条第 10 項」に改める。

第 13 条第 1 項中「法第 27 条第 6 項」を「法第 27 条第 3 項」に改める。

第 14 条第 2 項中「居宅サービス又は施設サービス」を「居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービス」に、「第 27 条第 6 項」を「第 27 条第 3 項」に、同条第 3 項中「居宅サービス若しくは施設サービス」を「居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービス」に改める。

第 16 条中「省令第 96 条」を「省令第 95 条の 2」に改める。

第 17 条第 1 項中「特例居宅介護サービス費（以下「特例居宅介護サー

ビス費」という。）」の次に「、法第 42 条の 2 第 1 項に規定する地域密着型介護サービス費、法第 42 条の 3 第 1 項に規定する特例地域密着型介護サービス費（以下「特例地域密着型介護サービス費」という。）」を、「特例居宅支援サービス費（以下「特例居宅支援サービス費」という。）」の次に「、法第 54 条の 2 第 1 項に規定する地域密着型介護予防サービス費、法第 54 条の 3 第 1 項に規定する特例地域密着型介護予防サービス費（以下「特例地域密着型介護予防サービス費」という。）」を加え、「居宅支援」を「介護予防」に、「法第 61 条第 2 項」を「法第 61 条の 2 第 1 項」に、「特定入所者支援サービス費」を「特定入所者介護予防サービス費」に、「特例特定入所者支援サービス費」を「特例特定入所者介護予防サービス費」に、「法第 41 条第 6 項（法第 53 条第 4 項において準用する場合を含む。）、法第 46 条第 4 項（法第 58 条第 4 項において準用する場合を含む。）、法第 48 条第 5 項又は法第 51 条の 2 第 4 項（法第 61 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により」を「法第 41 条第 6 項、法第 53 条第 4 項、法第 42 条の 2 第 6 項、法第 54 条の 2 第 6 項、法第 46 条第 4 項、法第 58 条第 4 項、法第 48 条第 5 項、法第 51 条の 2 第 4 項又は法第 61 条の 2 第 4 項の規定により」に改め、「指定居宅サービス事業者」の次に「、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者」を、「指定居宅介護支援事業者」の次に「、指定介護予防支援事業者」を加え、「基準該当居宅サービス事業者又は基準該当居宅介護支援事業者」を「基準該当居宅サービス事業者、基準該当介護予防サービス事業者、基準該当居宅介護支援事業者又は基準該当介護予防支援事業者」に、「基準該当居宅サービス又は基準該当居宅介護支援」を「基準該当居宅サービス、基準該当介護予防サービス、基準該当居宅介護支援又は基準該当介護予防支援」に改める。

第 18 条各号列記の部分以外中「、特例居宅介護サービス計画費、特例

施設介護サービス費、特例居宅支援サービス費及び特例居宅支援サービス費」を「、特例介護予防サービス費、特例地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護予防サービス費、特例施設介護サービス費、特例特定入所者介護サービス費、特例特定入所者介護予防サービス費、特例居宅介護サービス計画費及び特例介護予防サービス計画費」に、同条第2号中「特例居宅支援サービス費」を「特例介護予防サービス費」に、「居宅サービス」を「介護予防サービス」に、同条第9号中「特例居宅支援サービス計画費」を「特例介護予防サービス計画費」に改め、同号を第11号とし、同条中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、第6号を第8号とし同条第5号中「特例特定入所者支援サービス費」を「特例特定入所者介護予防サービス費」に「居住等」を「滞在」に改め、同号を第7号とし、同条注第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 特例地域密着型介護サービス費 法第42条の3第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該地域密着型サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に地域密着型サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）の100分の90

(4) 特例地域密着型介護予防サービス費 法第54条の3第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該地域密着型介護予防サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に地域密着型介護予防サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）の100分の90

第19条中「居宅支援」を「介護予防」に、「特例特定入所者支援サービス費」を「特例特定入所者介護予防サービス費」に、「（支援）」を「（介

「介護予防）」に改める。

第 21 条第 2 項中「前項の申請書」を「工事完了後、省令第 75 条又は省令第 94 条の規定による書類」に改める。

第 23 条中「居宅支援」を「介護予防」に改める。

第 29 条中「居宅サービス」の次に「、地域密着型サービス」を加え、「施設サービス」を「施設サービス等」に改める。

第 31 条第 2 項及び第 3 項中「(支援)」を「(介護予防)」に改める。

様式第 1 号中「介護保険施設」を「介護保健施設等」に改める。

様式第 2 号中「介護保険施設」を「介護保健施設等」に改める。

様式第 6 号を次のように改める。

様式第6号(第12条関係)

介護保険 要介護認定・要支援認定
要介護更新認定・要支援更新認定
要介護認定・要支援認定区分変更 申請書

(あて先)伊勢市長

次のとおり申請します。

新規申請

更新申請

区分変更申請

被 保 険 者	被 保 険 者 番 号					申請年月日	年 月 日
	氏 名	フリガナ				生年月日	年 月 日
						性 別	男 女
住 所	〒 電話番号 ()						
更 新 ・ 変 更 認 定 申 請 の 場 合	前 回 の 要 介 護 認 定 の 結 果 等	要支援 1 2	経過的要介護	要支援 1 2 3 4 5			
		有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで				
	変 更 申 請 理 由 区分変更申請の場合						
訪 問 調 査 先 (上記住所と異なる場合)	〒 在宅 介護保険施設等 電話番号 () (施設名)						
調 査 日 程 等 連 絡 先	氏名 (被保険者との関係) 電話番号 ()						
認 定 結 果 の 希 望 送 付 先	住所 訪問調査先 申請者住所 その他 ()						
申 請 者	氏 名 ・ 名 称 提出代行の場合は にチェックして ください。	地域包括支援センター 居宅介護支援事業者 指定介護老人福祉施設 介護老人保健施設 指定介護療養型医療施設				印	被保険者との関係
							本人 提出代行者 その他 ()
住 所 ・ 所 在 地	〒 電話番号 ()						

申請者が被保険者本人の場合は、申請者住所・電話番号は記載不要です。
提出代行者は押印してください。(その他の方は押印不要です。)

主 治 医	医 師 名		医療機関名	
	所 在 地	〒 電話番号 ()		

第2号被保険者(40歳から64歳までの医療保険加入者)のみ記入

医 療 保 険 者 名 (医療保険者番号)	()	医療保険被保険 者証記号番号	
特 定 疾 病 名			

主治医若しくは担当調査員、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者又は介護保険施設の関係人から審査判定結果に関する照会があった場合、その結果を連絡することについて同意します。
年 月 日

本人氏名

(注) 1 介護保険被保険者証をお持ちの方は添付してください。

2 40歳から64歳までの方は医療保険被保険者証を提示してください。

様式第7号を次のように改める。

様式第7号(第12条関係)

(表面)

介護保険資格者証(介護保険暫定被保険者証)

有効期限		年 月 日		
被 保 険 者	番 号			
	住 所			
	フリガナ	-----		
	氏 名			
	生 年 月 日	年 月 日	性別	
交付年月日		年 月 日		
要介護状態区分等				
認定年月日		年 月 日		
認定の有効期間		年 月 日~ 年 月 日		
居宅サービス		区分支給限度基準額		
		年 月 日~ 年 月 日1月当たり		
(うち種類支給 限度基準額)		サービスの種類		種類支給限度基準額
				年 月 日~ 年 月 日
認定審査会の意見及びサービスの種類の指定				
給 付 制 限		内 容	期 間	
			開始年月日	年 月 日
			終了年月日	年 月 日
			開始年月日	年 月 日
			終了年月日	年 月 日
居宅介護支援事業者 又は介護予防支援事業者及 びその事業所の名称		届出年月日	年 月 日	
		届出年月日	年 月 日	
		届出年月日	年 月 日	
介護保険施設等		種 類	入所等年月日	年 月 日
		-----		-----
		名 称	退所等年月日	年 月 日
		-----		-----
		種 類	入所等年月日	年 月 日
		-----		-----
		名 称	退所等年月日	年 月 日
		-----		-----
保険者番号並びに保 険者の名称及び印		242032 伊勢市		

(裏面)

注意事項

- 1 介護サービスを受けようとするときは、あらかじめ伊勢市の窓口で要介護認定又は要支援認定を受けてください。
- 2 介護サービスを受けようとするときは、必ずこの証を事業者又は施設の窓口へ提出してください。
- 3 老人保健の健康手帳の交付を受けている場合であって、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護の指定居宅サービス（指定介護予防サービスを含む。）又は介護保健施設サービス若しくは介護療養施設サービスを受けようとするときは、この証に健康手帳を添えて、事業者又は施設の窓口へ提出してください。
- 4 居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービス（以下「居宅サービス等」という。）については、居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者へ、介護サービス計画又は介護予防サービス計画の作成を依頼した旨を、あらかじめ伊勢市に届け出た場合又は自ら介護サービス計画若しくは介護予防サービス計画を作成し、伊勢市に届けた場合に限り現物給付となります。これらの手続をしない場合は、伊勢市からの事後払い（償還払い）になります。
- 5 居宅サービス等には保険給付の限度額が設定されます。
- 6 介護サービスを受けるときに支払う金額は、介護サービスに要した費用の1割です（居宅介護支援サービス及び介護予防支援サービスの利用支払額はありません。）
- 7 認定審査会の意見及びサービスの種類の指定欄に記載がある場合は、記載事項に留意してください。利用できるサービスの種類の指定がある場合は、当該サービス以外は保険給付を受けられません。
- 8 被保険者の資格がなくなったときは、直ちにこの証を伊勢市に返してください。
- 9 この証の表面の記載事項に変更があったときは、14日以内にこの証を添えて伊勢市にその旨を届け出てください。
- 10 この証の有効期限を経過したときは、使用することはできません。
- 11 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処罰を受けます。
- 12 特別の事情がないのに保険料を滞納した場合は、給付を伊勢市からの事後払いとする措置（支払方法変更）、利用時支払額を3割とする措置（給付額減額）等を受けることがあります。

様式第 10 号中「法第 27 条第 8 項」を「法第 27 条第 5 項」に、「法第 27 条第 10 項」を「法第 27 条第 7 項」に、「法第 27 条第 12 項」を「法第 27 条第 9 項」に改める。

様式第 12 号中「法第 27 条第 13 項」を「法第 27 条第 10 項」に改める。

様式第 14 号中

要介護状態区分	1	2	3	4	5	要支援	を
---------	---	---	---	---	---	-----	---

要支援	1	2	経過的要介護	要介護	1	2	3	4	5
-----	---	---	--------	-----	---	---	---	---	---

に改める。

様式第 17 号中「居宅サービス計画」を「居宅介護（介護予防）サービス計画」に、「居宅介護支援事業者」を「居宅介護（介護予防）支援事業者」に改め、「要介護認定申請時、若しくは」を削る。

様式第 18 号中

居宅介護(支援)サービス費	特例居宅介護(支援)サービス費
居宅介護(支援)サービス計画費	特例居宅介護(支援)サービス計画費
施設介護サービス費	特例施設介護サービス費

を

居宅介護(介護予防)サービス費	特例居宅介護(介護予防)サービス費
地域密着型介護(介護予防)サービス費	特例地域密着型介護(介護予防)サービス費
居宅介護(介護予防)サービス計画費	特例居宅介護(介護予防)サービス計画費
施設介護サービス費	特例施設介護サービス費
特定入所者介護(介護予防)サービス費	特例特定入所者介護(介護予防)サービス費

に、「居宅介護支援提供証明書」を「居宅介護(介護予防)支援提供証明書」に改める。

様式第 19 号中「(支援)」を「(介護予防)」に改める。

様式第 20 号中「(支援)」を「(介護予防)」に改める。

様式第 21 号中「(支援)」を「(介護予防)」に改め、注 4 の次に次の注 5 を加える。

- 5 特定福祉用具販売の指定を受けた事業者から購入した特定福祉用具に限り支給対象となります。

様式第 22 号を次のように改める。

介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書

被 保 険 者	フリガナ		保険者番号						
	氏名		被保険者番号						
	生年月日	年 月 日	性別	男 ・ 女					
	住所	〒 電話番号 ()							
住宅所有者	本人(被保険者)所有								
	上記以外 (1) 私は自己所有の家屋に、この申請に係る住宅改修を行うことを承諾しております。 住宅所有者 住所 氏名 印 本人との関係()								
改修費用見積額	円	業者名		着工日	年 月 日				
改修の内容・箇所及び規模	(あて先)伊勢市長 上記のとおり関係書類を添えて居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給を申請します。 年 月 日 申請者(被保険者)氏名 印 (代筆者)								
口座振込依頼欄	金融機関名	店舗名	口座種目	口座番号					
		本店 支店 出張所	1 普通預金 2 当座預金 3 その他()						
	金融機関コード(記入不要)	店舗コード(記入不要)	フリガナ						
			口座名義人						
2 上記申請に係る給付費の受領を上記口座名義人に委任します。 氏名 印									

- (注) 1 二重枠線内の必要事項を記入してください。
 2 この申請書には、次の書類を添付してください。
 (1) 住宅改修費用の見積書
 (2) 住宅改修が必要な理由書(介護支援専門員等が作成したもの)
 (3) 改修前の状態が確認できる写真等
 (4) 平面図(改修箇所、日常生活動線を記載したもの。)
 3 1には、申請者と住宅所有者が異なるときに、住宅所有者が記入押印してください。
 4 2には、申請者(被保険者)と振込口座名義人が異なるときに、申請者が記入押印してください。

今後の手続について
 工事完了後に次の書類を提出してください。
 住宅改修費の支給は工事が完了し、これらの書類が提出された後になります。
 ・住宅改修完了報告書 ・領収書 ・改修費内訳書(見積書と変更なければ省略可) ・工事後の写真(日付け入り)

保険者チェック欄

資格(要支援 要介護) 見積書 住宅改修が必要な理由書 写真 平面図

様式第 23 号中「(居宅支援)」を「(介護予防)」に改める。

様式第 25 号を次のように改める。

第 号
年 月 日

様

伊勢市長



介護保険利用者負担額減額・免除決定通知書

先に申請のありました、介護保険利用者負担額減額・免除については、下記のとおり決定しましたので通知します。

被保険者番号		被保険者氏名	
--------	--	--------	--

決定年月日	年 月 日
決定事項	
1 承認する	適用年月日 年 月 日
	有効期限 年 月 日
	承認内容
2 承認しない	理 由

問い合わせ先

この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、三重県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、前記の審査請求に係る判決を経た後に、判決の通知を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に、伊勢市を被告として(訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。)、提起することができます。ただし、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

審査請求があった日から 3 箇月を経過しても判決がないとき。

処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。

その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第 26 号裏面中「食事」を「食事及び居住に要する費用」に改める。

様式第 33 号中「(支援)」を「(介護予防)」に、「居住費」を「居住費(滞在費)」に、「介護保健施設」を「介護保険施設等」に改める。

様式第 34 号中「(支援)」を「(介護予防)」に改める。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。